

博士論文（要約）

論文題目 直衣参内の研究——日本王朝社会の権力と服装

氏名 中井 真木

本論文は、加筆修正の上、全文を以下の図書として刊行した。そのため、書誌情報と要旨の公表をもって全文公表に代える。

中井真木『王朝社会の権力と服装——直衣参内の成立と意義』東京大学出版会、二〇一八年三月、ISBN 978-4-13-026245-3

## 論文の要旨

直衣のうしは十世紀以降に日本の朝廷において用いられた男性の服装の一形式であり、現在、一般的には、平安時代中期以降の上流貴族の私服であり、勅許を受けた一部の公卿が特権的に参内に着用したものと説明されている。律令等に規定のないこの直衣という服装が、やがて特権的な参内服となっていくという変化は、平安時代の政治体制の変動と深く関連する興味深い事象であり、日本の服装文化の歴史においても重要な展開であると予測されるが、これまで、その歴史的展開はほとんど検討されてこなかった。しかも、文献には、内裏で直衣を着ている大臣等への批判や、殿上人の日常的な直衣の着用等、通説では説明できない記録がある。この状況に対し、本論文は、通説の成立過程を検証してその問題点を明らかにした上で、九世紀から十三世紀初頭を中心に、記録・故実書・文学作品等の文献を検討し、以下の新しい仮説を提示した。

直衣は確かに天皇や貴族の私服として用いられたが、同時に、遅くとも十世紀後半には、宮中で宿直装束として、公卿及び四位・五位の殿上人に広く用いられた。十一世紀以前に、日中の宮中での直衣着用を認める制度は確認されず、特に清涼殿の殿上間や昼御座といった「表」の間では、日中の宿衣・直衣着用が規制されたが、一方で、「裏」の空間、特に後宮の后妃在所やそこに置かれた男性の直廬等では、日中でも宿直装束が着用されることがあった。しかし、藤原兼家・道隆・道長等が天皇外戚の地位を基盤とした政治体制を構築する中で、後見として簾中や台盤所等に祇候する延長上に、彼らは日中の表の空間でも直衣を着用するようになり、更に天皇の口頭での許可によってこれが許されるようになった。その中で、清涼殿での日中の直衣着用は撰関およびその子弟の特権となり、また、撰関子孫の傍流を中心に、直衣を着て日中の殿上に祇候することで、自らの地位を確保しようとする動きも活発となった(第一・三・四章)。

先行研究では直衣に関わる二つの勅許、すなわち雑袍勅許と直衣勅許が混同されてきた。九世紀に始まる雑袍宣旨は、殿上人全般を対象とし、職掌上必要な場合に位袍以外の着用を認めるものであり、十世紀後半以降の実態としては、宿直における直衣と、諒闇中の椽袍の着用許可が主目的であった。また、近衛府と検非違使には雑袍の永宣旨が与えられ、地下であっても宮中で直衣や狩衣を着用できた(第二・三章)。

一方の直衣勅許は公卿の一部に直衣での参内を認めるもので、十二世紀以降に確認される事象である。はじめは白河院と藤原忠実の協力関係のもと、弱体化した撰関家の特権的地位を守る手段として機能したが、両者の関係が悪化する中で、上皇・天皇外戚である閑院流の地位引き上げの一環としても用いられ、朝廷社会において大きな意味を持ちはじめた。十二世紀後半の戦乱の時代へと向かう中で、直衣勅許の政治的重要性は増し、平氏政権は自派を直衣勅許の対象とすることで、公卿の統制手段の一つとした。この結果、「直衣を許された者」という新しい身分集団が公卿の中に成立した。この身分集団は、台盤所への参入(入立)をも認められる集団の次に

位置付けられ、両集団には、摂関家や清華家出身の家格の高い人々と、相対的に家格は低いが、天皇に近い関係にある外戚や乳母夫・坊司・侍読・師匠等が含まれた。先行研究においては、朝廷における服装の勅許という共通点から、直衣勅許・雑袍勅許と禁色勅許が同列に論じられる傾向が強く、公卿に対する直衣勅許は殿上人に対する禁色勅許に相当すると説明されることもあった。しかし、九世紀に成立した禁色勅許が、藏人のほか、大臣子孫の殿上人に対する特権として、官職と家格に厳格に連動し続けたのに対し、十二世紀に成立した入立勅許・直衣勅許は、官位や家格だけでなく、天皇との身内・近習関係も勅許の基準となっていたのであり、形式も院宣や摂政御教書の形をとった。すなわち、これらは身内・近習関係をもとに朝廷構成員の再編が進んだ院政期の実態に即した制度であった(第五章)。

雑袍勅許は十二世紀頃から形骸化が進み、一旦はほとんど実態が失われた。直衣勅許もまた、十三世紀半ば以降、朝廷が縮小し、主たる服装が狩衣や直垂等に移行する中で、政治的意義は薄れ、次第に、勅許される時期に違いはあっても、おおむね公卿全般に直衣での参内が認められるようになった。一方、十六世紀頃から、摂関家・清華家の子弟(大臣子孫)に対して、元服と同時に禁色雑袍宣旨が下されるようになり、これは彼らの特権的な地位を表象するものとなった。十七世紀頃には、公卿に対する直衣宣下と、摂関家・清華家の殿上人に対する禁色雑袍宣旨をそれぞれ踏まえて着用される有文の直衣が、公卿と大臣子孫の身分標識となった。また、羽林家の殿上人(近衛府次将)は雑袍の永宣旨を根拠として、無文の直衣を着用した(第二・五章)。

従来、直衣勅許を受けた者は、その後「直衣始」として儀礼的な参内を行なったと言われてきた。しかし、直衣始は任官・拝賀後等の最初の直衣での出行を儀礼化したもので、直衣勅許と直接の関係はなく、勅許に対して礼を述べるものでもなかった。十一世紀半ば頃より、近衛大将および摂関の直衣での出行始としてはじまり、隨身や近衛の官人等を多く従え、かつ拝賀とは趣向を変えた行列によって、権力・財力を誇示する機会となった。参内は必須ではなく、むしろ摂関や大殿、後には治天の君への祇候が重要であった。やや遅れて摂関子弟の元服後の直衣始が儀礼化し、摂関家では元服後の昇任の各段階で拝賀と直衣始を行なうことが通例となった。十二世紀半ば頃よりは、藏人頭から参議に任じられた公卿の直衣始も見られるようになり、公卿の立場を表象する儀礼の一つとして慣例化した。更に鎌倉幕府において、直衣始は鎌倉殿の公卿昇任後の昇進儀礼の一つとして行なわれ、鎌倉殿の貴性や唯一性を表象する儀として機能した(第六章)。

以上の知見を通して、本論は日本の朝廷の変容と直衣との関わりを明らかにする。直衣ははじめ天皇の軽装、そして公卿・殿上人の宿直の服として朝廷内に入りこんだ。そこにはまず、天皇の全生活が公のものとなり、また昇殿制という、官位制度と併用される新しい身分編成原理が導入されたことが大きく影響していた(第一〜三章)。更に、その直衣が朝廷において摂関家の標識となり、その後、公卿の直衣参内が勅許の対象となったことは、総じて十一世紀から十三世紀初頭にかけての政治史、すなわち摂関政治の展開や院政の開始、家格の成立、信西政権・平氏政権による朝廷刷新の試み、近臣・近習という更なる新たな身分編成原理の成立等と深く関わっていた(第四〜六章)。

また如上の内容の検討過程で、十〜十一世紀前半の殿上人の職務における宿直の重要性や、宿直のありかたの変容と朝廷の服装制度の変容の関連も明らかとなった。十一世紀初頭までは、束帯と宿衣とを着替える目安として天皇への供膳が重要であったが、天皇の生活様式が変化し、殿

上人の職務としての宿直の重要性も低下する中で、公卿・殿上人は公事のない日には日中も宿衣や直衣を着用するようになり、位袍を用いた宿衣は衣冠と呼ばれるようになった(第三章)。

本論が明らかにしたもう一つの点は、五節における帳台試と童女御覧の政治的重要性である。帳台試への天皇もしくは摂政の出御への扈従と、天皇による童女御覧への参仕は、公卿が宮中で直衣を着用して臨む恒例儀式として、直衣勅許と深く関わり同時に、天皇との近さや朝廷内の立場を可視化する機会として重要であった。その参仕者は、十一世紀初頭の一条朝以降、ほぼ道長流の独占するところであったが、院政期に入り、道長流が摂関の地位を世襲する一方で、天皇と外戚・姻戚関係にある公卿が増加すると、参仕者の数も肥大した。その後も政治体制の変化に連動して、参仕者の整理と増大は繰り返され、混乱もしばしば生じるとともに、直衣勅許の有無が鮮明に意識される場となった。例えば忠通と頼長の対立時代には、忠通が帳台試、頼長が童女御覧に催される事態になり、平氏政権下では摂政基房の出御に扈従者が参入しない年が続いた。そのような経緯を経て、十二世紀末には帳台試・童女御覧への参仕は摂関家・清華家の公卿が独占することとなり、高倉天皇外戚の平時忠を最後に、家格の劣る外戚は排除された。平氏政権下の混沌とした状況を抜けた後、公家社会では、家格によつて序列を固定し、その枠の中で協調することで集団全体の延命が図られたのであり、帳台試と童女御覧への公卿参仕者の構成は、この状況を映していた。そして、摂関家・清華家が独占するようになった五節参仕は、清華家の公卿が直衣参内を許される主要なきっかけともなったのである。(第五章)。

目次	
はじめに	1
第一章 直衣とは何か	7
第一節 直衣に関する通説とその問題点	7
第二節 直衣の定義の変遷における語義説の影響	9
第三節 直衣の登場	16
第一項 九く十世紀の服装の変容と直衣の登場	16
第二項 『西宮記』にみる天皇の直衣	22
第三項 貴族の私服としての直衣	26
第二章 雑袍勅許	31
第一節 先行研究の概要	31
第二節 雑袍勅許制度の歴史的展開	34
第一項 雑袍勅許制度の成立	34
第二項 雑袍宣旨の手續	44
第三項 十二世紀以降の雑袍勅許の展開	49
第三節 近衛府・檢非違使の永宣旨と雑袍宣旨の趣意	54
第三章 雑袍勅許で認められた服装とは何か	57
第一節 諸説の検討	57
第二節 宿直と直衣	60
第一項 昇殿制と宿直	61
第二項 宿直と宿衣	63
第三項 宿衣と直衣	71
第四項 六位殿上人と直衣	82
第三節 直衣以外の雑袍	87
第一項 服喪装束と雑袍宣旨・椽宣旨	87
第二項 青摺袍	93
第三項 青色袍	95
第四節 小結	102
第四章 藤原道長政権と直衣参内の拡大	105
第一節 公卿の宿直装束と直廬・後宮の空間的性格	106
第一項 公卿の宿直装束と昼御座・殿上間における服装規範	106
第二項 直廬・后妃在所での活動	109
第二節 内裏での直衣着用の拡大	116
第一項 道隆の簾中祇候	116
第二項 天皇の仰せによる道長の直衣祇候	118
第三項 危急の祇候	119
第三節 小結・複数の思想、複数の眼差し	123
第一項 斉信に対する二つの評価	123

第二項	説話と実相	129
第五章	直衣参内勅許の成立	132
第一節	政治活動の場の多様化と服装規範の複雑化	132
第一項	撰関（内覧）の直衣参内	132
第二項	公卿の直衣参内	138
第三項	殿上人の直衣祇候	147
第四項	直衣参内の作法	153
第二節	『禁秘抄』の再検討	162
第一項	近習の標識としての直衣勅許	163
第二項	家格と距離	170
第三項	歴史的展開への見通し	175
第三節	白河院政と直衣参内勅許	176
第一項	『禁秘抄』と『今鏡』と史実	176
第二項	五節における公卿の直衣着用制限	180
第三項	帳台試と童女御覧への公卿扈從	186
第四節	動乱の時代と直衣参内勅許	196
第一項	直衣勅許と五節祇候に見る忠通と頼長の対立	196
第二項	平氏政権による直衣参内勅許の利用	199
第三項	平氏政権下における五節祇候をめぐる三つの事件	205
第五節	承久の乱後の展開	217
第六章	直衣始	226
第一節	直衣始の儀礼としての性格	227
第一項	直衣を着て出仕を始む	227
第二項	直衣始と参内の関係	229
第三項	直衣始と表慶	232
第二節	直衣始の成立と多様性	237
第一項	近衛大将の直衣始	237
第二項	撰関の直衣始	244
第三項	撰関子弟の直衣始	248
第四項	正四位下参議の直衣始	252
第三節	鎌倉殿の直衣始	256
第一項	頼朝の直衣始	256
第二項	実朝の直衣始	261
第三項	頼経以降・直衣始から御行始へ	264
第四節	小結・直衣始とは何か	266
結び		268
参考文献		281